

平成25年度  
化学物質による労働者の  
健康障害防止措置に係る検討会  
報告書（第1回）

平成25年6月

## 1 はじめに

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るため、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行っている。

本検討会は、リスク評価において労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に関し、ばく露防止措置等の健康障害防止措置について検討することを目的とする。

## 2 検討の経緯等

平成 24 年度リスク評価については、平成 25 年 5 月 31 日に「化学物質のリスク評価検討会報告書（第 1 回）」が公表され、これを受けて本検討会において措置の検討を行った。

リスク評価の概要は次のとおりである。

次の 1 物質については、個人ばく露の測定結果が二次評価値を下回っているものの、ばらつきを考慮した区間推定では、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いものと考えられるため、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。（括弧内は、措置の検討の対象とすべき作業）

○ 1、2－ジクロロプロパン（洗浄又は払拭の業務）

## 3 検討手順

具体的な措置の検討に当たっては、平成 22 年度の本検討会で取りまとめられた「健康障害防止対策の検討手順」に基づき対象物質について検討シートを使用して評価を行った。

（参考）「健康障害防止対策の検討手順」

また、検討にあたっては印刷業界関係団体、化学工業関係団体ほか計 44 団体からヒアリングを行った。

## 4 検討会開催状況

### （1）参集者

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 大前 和幸  | 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授      |
| 岡部 正明  | 旭硝子株式会社社長室経営企画グループ主幹       |
| 小野 真理子 | （独）労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ |

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
|         | 上席研究員                            |
| 唐沢 正義   | 労働衛生コンサルタント                      |
| ○菅野 誠一郎 | (独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ<br>部長 |
| 田中 茂    | 十文字学園女子大学人間生活学部教授                |
| 名古屋俊士   | 早稲田大学理工学術院教授                     |
| 保利 一    | 産業医科大学産業保健学部教授                   |

(50 音順、敬称略、○は座長)

## (2) 検討会の開催経過

第1回 平成25年6月4日(火)

## 5 健康障害防止措置の検討結果

### (1) 1, 2-ジクロロプロパン

1, 2-ジクロロプロパンを含有する洗浄剤を用いた洗浄・払拭の作業については、リスク評価において、区間推定上限値(上側5%値)が二次評価値を大きく超えるばく露がみられたことから、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の「エチルベンゼン等」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。

また、1, 2-ジクロロプロパンの有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

### (2) 健康障害防止措置の適用除外とされたものの取扱い

なお、1, 2-ジクロロプロパンについて、健康障害を防止するための措置の適用を除外する作業については、事業者によるリスクアセスメントに基づく自主的な管理を継続し、良好な作業環境を維持することが重要である。

### 〈参考〉

対象物質の「健康障害防止措置の検討シート」(参考)